

平成31年3月18日

会津坂下町いじめ問題調査委員会

報告書

(概要版)

(目次)

- 一 はじめに
- 二 諮問に対する当委員会の意見
 - 第1 本件についての学校及び教育委員会の対応の検証について
 - 1 生徒指導の方法や対応について
 - 2 法に基づいた解決方法について
 - 3 学校及び会津坂下町教育委員会の対応について
 - 第2 本件についての調査結果及び報告の検証について
 - 1 いじめの認定について
 - 2 関係者の証言やアンケート結果について
 - 第3 本件についての精神医学的・心理学的観点及び子どもの権利からの検証について
 - 1 被害児童の心身の状態について
 - 2 子どもの権利について
- 三 おわりに

一 はじめに

会津坂下町いじめ問題調査委員会（以下「当委員会」という）は、会津坂下町長の本件重大事態（以下「本件」という）に関する諮問をうけ、本件の事実関係を明確にするための調査結果について再調査を行うものである。

当委員会としては、いつ、どこで、どんな理由があろうとも「いじめ」が許されないものであることは当然であって、学校側において「いじめ」や「いじめに起因する不登校」といった事態が生じないよう、最善を尽くすべきであること、そして、その対応にあたっては、被害生徒や保護者の意向に十分に配慮して行われるべきものであることが必要不可欠と考え、本調査にあたった。

なお、本報告書の中には、会津坂下町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）の答申書と異なる判断に至った点もある。これは、専門委員会に対する諮問事項と当委員会に対する諮問事項が異なること、また、専門委員会における調査資料に加えて更に調査を行ったことによるものである。

二 当委員会の意見

第1 本件についての学校及び教育委員会の対応の検証について

1 生徒指導の方法や対応について

【諮問事項 1(1)】

本件発生当初の被害生徒及び加害生徒の様子や担任等の関係者の調査証言が、まったく報告書から抜け落ちており、「学校側の指導が不適切」との報告だけとなっている。この時の生徒指導の方法や対応の何が不適切であったかの検証について

【意見】

まず、本件において学校側が行った「禁足」措置は、生徒指導の一環として実施されたといえる。そのため、その適否を検討するにあたり、教育課程全体の中における他の指導と関連して評価・理解する必要がある。

その上で、当委員会としては、本件における「禁足」措置が、結果として生徒に自己存在感を与える機能や、生徒同士の共感的な人間関係育成の機能を果たすより前に、被害児童が不登校に至った経緯について大変遺憾であったと考えるものの、当該措置をもって生徒指導の方法や対応として「不適切」であったとまではいえないとの結論に至った。

【諮問事項 1(2)】

本件発生時には、「いじめ防止対策推進法」が成立していたにもかかわらず、なぜ法に

基づいた解決がされなかったのかについての検証。また、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ対策委員会が学校で開かれなかった理由が明確になっていない。いじめ対策委員会が開催されなかった理由についての検証。

【意見】

本件発生当時は、県での地方基本方針策定前であって、同法に対する十分な組織体制に基づく解決を行う準備が整っていなかったものと認められる。

もっとも「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ防止対策のための組織として、学校では「生徒指導委員会」が対応するものとされており、かつ定例会議が開催されていたものと認められるため、本件において同法に基づいた対応がなされていなかったものとはいえない。

【諮問事項 1(3)】

学校が本件に対する調査を行わなかった理由が明確にされておらず、またその責任も問われていないことについての検証。また、教育委員会には早くから保護者が相談に行っていたが、保護者が調査を求めるまで対応しなかったことが適切であったかどうかの検証

【意見】

当委員会として、本件に対する学校の対応についてあらためて調査・検討した結果、学校側が本件に対する調査や対応を行うにあたって、当然すべき調査を行うべきであったのに行わなかったとの事実を認めることはできず、その責任を問うべき前提を欠くものと考ええる。

なお、本件事案の発生当初から保護者と学校の認識には乖離がみうけられ、そのことが調査に対する双方の意識や認識の乖離を生じさせたものと考えられるところ、このような「乖離」が生じた要因は、学校が保護者との連携が当初から十分にとれていなかった点が大きい。

そのため、本件事案後の学校の対応について、結果として適切であったかどうかは別として、対応の時期に関し「本件に対する調査を行わなかった」ということはできず、その対応をもって適切でなかったとはいえない。

2 本件についての調査結果及び報告の検証について

【諮問事項 2(1)】

本件が明確に「いじめ」に該当するかについての検証

【意見】

被害生徒が筆箱を隠されたこと、その後に周囲の同級生から受けた行為が「いじめ」に該当するといえるものの、「禁足」措置それ自体を「いじめ」又は「いじめに類する行為」

ということはない。

【諮問事項 2(2)】

当時の本件に関する教師や生徒の証言が報告書から抜け落ちており、また本件に関するアンケート等の結果も保護者には知らされていない。証言やアンケート結果等の資料を公開するとともに、その内容の分析・検証。保護者は、本件に関する説明等を行うために開かれた学年委員会及び生徒指導委員会の議事録提出を求めたが、記録等は開示されなかった。再調査で内容を明確化。担任及び「禁足」を決定した「学年主任」への調査内容が全くない。再調査で内容を明確化。

【意見】

本手続によって、関係者の証言やアンケート結果等の資料の公開、生徒指導委員会の議事録、及び担任及び「禁足」を決定した「学年主任」への調査内容について直接公開することはできない。

3 本件についての精神医学的・心理学的観点及び子どもの権利からの検証について

【諮問事項 3(1)】

いじめの影響による、被害児童の心身の健康状態と不登校の関係について精神医学的・心理学的観点からの検証。また、本件発生時、いじめに関する告発を被害生徒ができにくかった背景についての分析・検証。

【意見】

本件において被害生徒に対してなされた「筆箱隠し」等の「いじめ」が、被害生徒が不登校に至ったきっかけになったと考えられるところ、不登校という心理学的な問題は存在しているといえるが、精神医学的問題は存在していなかったと推定される。

また、いじめに関する告発を被害生徒が出来にくかった背景として、具体的な検証は困難であるが、一般論として行動能力の不足が推定される。

【諮問事項 3(2)】

いじめ問題専門委員会（第三者委員会）では、子どもの権利（学習権）基本的人権の視点からの調査が全くされなかったことから、権利侵害の視点からの分析・検証

【意見】

子どもの権利（学習権）の観点から、本件においては被害生徒の学習権の実現が困難となったものと認められる。

三 おわりに

当委員会は、専門委員会の調査結果をうけ、さらに調査を尽くした上で当委員会に対してなされた諮問事項に対し、中立かつ公正に検討の上、報告をここにまとめた。

当委員会としては、学校及び教育委員会において「いじめ」を許さないといった体制づくり、生徒が「不登校」に至ることの無いような体制づくりについて専門委員会が指摘した事項を重視するとともに、引き続き取り組みを期待するものである。

以上

- ・参考資料1：中学校学習指導要領（平成20年3月・平成22年11月一部改正・文科省）
- ・参考資料2：学習指導要領解説（総則編）
- ・参考資料3：生徒指導提要
- ・参考資料4：精神疾患の分類と診断の手引き第5版 American Psychiatric Association（著）日本精神神経学会（日本語版用語監修）、医学書院、2014
- ・参考資料5：『精神分析事典』小此木啓吾 編集委員会代表、北山修 編集委員会幹事（2002）岩崎学術出版社
- ・参考資料6：不登校克服マニュアル 助けを求める子どもたち 富田和己（1997）方正出版
- ・参考資料7：児童青年期精神障害（臨床精神医学講座 11） 松下正明ら（編）（1998）中山書店
- ・参考資料8：子どもの気管支喘息(ぜんそく)について 赤坂徹（2018）、日本小児心身医学会（URL：<http://www.jisinsin.jp/detail/03-akasaka.htm>）
- ・参考資料9：子どもの人権に関する一考察 -いじめをめぐる裁判例を手がかりに- 前角 和宏、神戸海星女子学院大学研究紀要, 48, 175-192